

(第十六部)

第二回 参議院財政及び金融委員会會議録第四十四号

昭和二十三年六月二十六日(土曜日)
午前十時五十二分開会

本日の會議に付した事件

○所得税法の一部を改正する等法律案
(内閣送付)

○委員長(福田英雄君) これより委員
会を開会いたします。先ず所得税法の
一部を改正する等の法律案を議題にい
たしまして質疑の進行を願います。

○栗山夏夫君 過日大蔵省並びに安定
本部からそれらの立場で御説明を頂
きました國民所得一兆九千億の内容に
ついて重ねて確認をいたしたいので御
質問を続けて行きたいと思ひます。そ
れは一兆九千億の中で問題になりま
すのは國民所得、いわゆる表面に出ない
ところの國民所得が一体どれほど見込
まれているかということが問題になる
と思ひます。今度の三千七百四
億の基準になつておるのを見まし
ても、分配給と云ふのは僅かに二五・
四、七四・六、が間ということに
なつておりますので、國民の間に
る七四・六、消費財だけを見まして
も、相當に大きな部分が間によつて運
營されておるわけでありまして、こ
の部分は大蔵省に占めておると、こ
う思ふのでありますが、それについて
大蔵省、安本のこの前伺ひました説明
の間には、若干計算の内容が違ひます
のか、比率において相違を認めるので
ございしますが、もう一度それらの立
場で今質問を申上げましたような点か
らして御説明を頂きたい、こう思ふ

のであります。

○政府委員(渡邊喜久彦君) お答えい
たします。一兆九千億の中でどれだけ
この中に國民所得が入つておるかとい
う御質問でございますが、実はこの問題
は非常にむづかしい問題だと思ひま
す。御承知のように、現在におきまし
ては勤勞所得でありまます賃金につい
ては、別に統制も何もないわけですが
、その面から行きますと、勿論間とい
うものが、これには分配所得的に考
えて見ますと間はない、結局個人業所
得の中に入つておるものはどうだろ
うかといふふうにならざるを得る。そ
ういふ一つの考え方が一應考られる
が、併しちよつと考えて参りますと、
例えば現在の公定価格は千八百四
億で、一應計算してある。ところが
實際賃金はすでに例えばそれが二千五
百四とか三千四とか、或いはそれ以上
に上つておる。そこで若し或る会社が
そういう高い賃金を拂つておりますた
めに原価が百五十四かかる。公定価格
としては百四である。原価通りに例え
ば賣つたといふふうにして見まして五
十四、そこに一應間の利得があると云
へば言えると思ひますが、と言つてそ
れが結局賃金全部に拂われてしまふ。
賃金の面ではそこでは何ら間所得には
ならぬ。会社としては結局儲けは
ない。原価で賣つたんだが公定価格
にはそれだけオーバーしておるといつ
たような場合におきまして、こういつ
た金を一体間所得に考へるべきか、考
へるべきにあらざるかといつたような

点になりますと、私達まだ結論的にど
う考へてよいかわからないのであり
ます。ただ御質問の点につきまして
一應そういう前提を設けまして計算し
て見ますと、一應の数字が出ます。要
するに現在では先ほど申しましたよう
に、いろいろ間が入つておる、それ
を若し公定価格で以て全部が動いて
たと仮定したならば、一体現在の國民所
得はどれほどのボリュームで以て收ま
り得るだらうか、この点につきまして
はむしろ生産國民所得と申しますか、
生産物の方から國民所得のボリューム
を考へて、そして五十九年ベームに
おける國民所得の實際的な大きさと、
現在における國民所得の實際的な大き
さを一應比較いたしまして、五十九
年ベームと、現在における公定価格の
上り工合といふものを、極く大胆にア
ベレッジ、平均を取りまして、公定價
格でもつて、全部の生産物が動いて
かとしたならば、一体どの位の大き
さでもつて國民所得は計算されるか、そ
れと現在の我々の計算しておる國民所
得が、全部実行価格といひますか、間
と公定価格が一應計算の中に、無差別
に入り込んでおるその数字を、そのま
ま使つておるわけですから、その兩者
を一應比較して見れば、間が入つてお
るのでありますから、國民所得は一兆
九千億になつておる。公定価格だけで
全部が動いていたとすれば、それはど
のくらいか、そういうふうな計算をま
あ一應しておりますが、そうしますと、
一兆九千億の数字が、恐らく一兆二千

億ぐらいの数字になつておるのではな
かるうか、こういうふうには考へます。
ただ併しこの場合においても、経済の
実体は一應間が相當ある程度あるとい
うことを前提にして、例えば今度の三
千七百四ベームといふものも決つてお
るわけです。一兆九千億で動くという
國民所得を考へますれば、賃金そのも
のが三千七百四といふものよりはもつ
と遙かに低い賃金でもつて動いて行
くと考へざるを得ないわけです。間所得
がどのくらい含まれておるか、非常に
簡單なやうでございしますが、併し分析
して考へて参りますと、甚だむづかし
い問題で、私共の方として現在として
非常に御質問の点と喰ひ違つておる
も分りませんが、若し全部が公定価格
的な動きでもつて國民所得が動いて行
くとすれば、生産所得的に考へます
れば、一兆九千億の数字が一兆二千億
くらいになるのではないかと、実効価格
で考へて行けば、それは一兆九千億に
なる。この程度の数字しか今のところ
でございせん。

を課税しないといふことは何ら考へて
おりませんので、間所得も所得である
限りは課税する。はつきり間所得と分
つて刑事問題となれば、それは別問題
ですが、間が間でないか分らないが、
一應所得があれば課税する。そこで一
兆九千億と一兆八百億の問題ですが、
その観点からすると、兩者の間には別
に今の立場として同じ立場に立つてお
ると思ひます。ただ大蔵省の方の計算
は課税所得としまして考へておるわけ
で、この場合におきましては、いろい
ろな点においてずれがあります。先ず
第一に考へなければならぬのは私
の方としたしまして一兆九百億は、こ
れは年度で計算しております。それか
ら大蔵省の方の計算は、これは課税の
対象になつておりますから、事業所得
とかそういうものにつきましたは皆
これは暦年で計算されております。年
度と暦年の違ひが先ず第一にあるとい
うことを御了承願ひたいと思ひます。
それから第二の点におきましては、
恩給年金といふものは、これは金額が
僅かでありまして、理屈だけ、理論だ
けで申しますと、いわゆる振替所得と
我々が呼んでおります種類のものでは
ありませんが、これは或る意味におきま
して政府が取上げて渡すという意味で、
片方のポケットから片方のポケットに
渡すだけで、それ自体からは國民所得
は生れないといふことにおきまして、
我々の方の計算にはこれは入つており
ません。ところが大蔵省の方の計算に
は、一應恩給年金、つまり政府から賃

いまでも個人の立場から見ますれば、これは所得であるという観点から、こういう数字も入っております。こういった意味におきまして、國民所得と課税所得における一應開きはあります。その代り従つて振替所得の方は私の方の國民所得には入っておりませんが、大蔵省の方は入っております。その代り逆に私の方には会社留保所得といったような会社関係が入っておりますが、大蔵省の方は個人所得という観点から入りますから、私の方に入つておつて大蔵省の方に入つておりません。ただこの辺の数字を相当整理いたして見ましても、尙その間に相当の開きがあると思ひます。それがどういふところから来るかということが疑問の重点だと思ひますが、我々の方は一應課税とか、そういうことを離れまして、現在利用し得ますあらゆる統計を使いまして、極く客観的に國民所得の大きさがどのくらいになるかという、こういった観点で計算しております。

か能力とかいふものから非常に遺憾であります。ただその点につきましては大蔵省としては理論上は出ましても、現実の歳入になるということがはつきり描めるものをやはり計数の基礎にすべきでございまして、当然大きな歳入欠陥が起る心配があります。そういう立場からものを考えて計算して行くというところに、或る程度の開きが出て来るのじやないかと思ひます。

ういう工合に言われておりますけれども、六月二十三日発表された燃料費はすでに二・五倍になつております。それから家計費の中で非常に大きな部分を占める飲食費、その他の家庭必需品というものも、恐らくどん／＼七割を超えて上つて行くと思ひのであります。特に石炭或いは通信、國鉄、電氣そういったものが七割とすれば、まるで桁違いに上つておる。こういうような実情から考えると、この三千七百円の基準に取られた七割というものは、非常に矛盾があるということが一つ。而もその上割という價格差補給金を出す基礎資料として十一品目の問題からのみ考えられてゐるのであります。國民生活に必要な百穀の價格の中から摘み出されてゐるものでない。こういうような点からも、先づ第一点で非常に大きな三千七百円の基準に矛盾を持つてゐることが一つ、それからもう一つは、これも非常に重要な問題であります。労働者の家計費、飲食費の中で大体三分の一を占めておると言われてゐるこの米價の改訂というものが、全然まだ未決定、政府は未発表であります。そういうようなときに三千七百円ベースを決められて、そして而もこれで行けるのだ、科学的基礎があるのだということを言われることについて、少し納得し兼ねるわけでありまして、その点について非常に科学的、合理的な基礎によつて作られた自信満々たる三千七百円ベースと、こうおつしやる安本の見解を伺いたないのであります。

○政府委員(渡邊喜久造) 安本は自信満々と言われますと、私共は多少どうかと思ひますが、整理がそうおつし

やないかと思ひます。現在三千七百円ベースと普通に言つておりますのは、一應何と言ひますか、全國の工業資金の平均水準ということに前提しておるわけでありまして、その場合におきましては相当年少者も入つておりますし、家族の關係におきましても、いろいろに構成が違つておるわけでありまして、どちらかと言ひますと、我々は標準世帯として普通に取つておりますのは、むしろこの姿ではございませんで、標準世帯として考えておられますのは四・二人の家族を持つておる構成の標準世帯を考えております。それで二・五人の場合と四・二人の場合とは、労働の場合よく我々は一・七倍といった従ひましてこの数字が三千七百円ベースと直ぐに矛盾するのではないだろうかという点につきましても、実は端的に言へば、この数字は三千七百円ベースに矛盾しないようにできております。というものは、大体過去の数字から一應全部計算していつておるんですが、この中には業主の所得とか、それから農林業関係とか、そういうものが全部入つておるわけでございます。そこを本にしきまして、今度の三千七百円ベースとかそういうものに、想定されております一應の物價の値上り、それから公定價格の値上り、間價格の値上り、そういうものを掛ければ、大体この辺の数字になるのではないだろうか。三千七百円とその間が或る程度開きがある。これは、そこに入つておるんです。が、勤労者という姿のものだけではないに、営業とか農林業とかいうような業主所得も入つておるとか、いろいろ他の職業の人がこれに入つておるといふことによりまして、そうしてそれには可なり大きな高額の所得者も予想されるわけで、そういうものを全部平均しましたところで、こういう数字が出ておるといふことで、これから直ぐに三千七百円との結びつきということには行かぬのじやないだろうかというように考えております。

○政府委員(渡邊喜久造) 安本は自信満々と言われますと、私共は多少どうかと思ひますが、整理がそうおつし

○政府委員(渡邊喜久造) 今申し上げました数字は、所得と言ひますよりはむしろ消費資金として申上げた数字に

○政府委員(渡邊喜久造) 今申し上げました数字は、所得と言ひますよりはむしろ消費資金として申上げた数字に

○政府委員(渡邊喜久造) 安本は自信満々と言われますと、私共は多少どうかと思ひますが、整理がそうおつし

ますと、その開きはあるべきではあり
ませんけれども、現在の徴税の機構と
主所得も入つておるとか、いろいろ他
の職業の人がこれに入つておるとい
うこと、その二点を質して
考えられたいと思ひます。
その一つは、これを大体七割上げる、こ
うかと思ひますが、無理がそうおつし
ます。

と、こういう御見解と解釈していいわ
けでありますか。
○政府委員(渡邊喜久造) 公定価格
の値上げが、七割乃至八割程度に止ま
る、現在の米穀賃金水準で、いま
まば三千七百円の平均賃金水準で、以
て、現在の米穀賃金水準のものが、ほ
ぼ維持されると、かように考えており
ます。
○栗山真夫君 そうですね、今度は米
の値上げが三・六％と、こういう工合
に言われておりますが、現在最も都市
の消費者が困つておりますのは主食の
米の値上げと思ひます。砂糖では米から
給されても到底底金が滞りませんから、
止むを得ず米といふことになるのです
が、それが四月頃二百円か、二百四十
くらいで東京では手に入つたものが、
現在二百六十円から七十円くらいにな
つておる。三・六％には納まつていな
いことを、あなたは認めになるかど
うか、伺ひたい。

○政府委員(渡邊喜久造) 米の値
は、私の聞いておりますところでは二
百五十円くらいで、相当上つておると
いふことは聞いております。ただ私の
方では、米穀賃金三・六％を一應考へてお
ります。一應生計の方に影響します
全部の平均を三・六％と、いろいろ
に推定して見たわけでありまして、
米だけを取つたという性格のものでな
い、といふことだけを申上げて置きま
す。
○栗山真夫君 大体それくらい伺つて
置けば、お考えが明らかになつたと思
いますから、この辺で打切つて置きま
す。

○政府委員(渡邊喜久造) それから
先程ちよつとお答えが漏れたと思ひま
すが、この三千七百円の想定の上に立
つた一應物価なり賃金といふものが、先
日もちよつと申上げましたが、我々の
方では横ばいで一應計算して、い
ふそれが現実の姿につきまして、ど
うかという御批判があらうと思ひま
すが、先程もあなた様からの話の中に
もありましたように、一應予算の基礎
としては三千七百円として積算するの
も、一つの方法だといふ話もありま
した。私共の方としては、一應この予
算の予算の大きさが國民所得につ
いて、どのくらい大きくなるだらう
か、こういう点を一應検討して見たい
という意味におきまして、予算のベ
ーヌに合わせるという意味におきま
して、現在一兆九千億の國民所得の上
に、予算が立つてゐる前提を一應
我々の方の前提といたしまして推算を
しております。そういうしきと、
予算の姿といふものは、前提が変れば
予算の姿も変わる。而も我々の方はその
変わることを前提とした大きさになつて
おるといふこと、國民所得の上に占め
るこれらの大きさが、果してこの程度
でどうだらうという検討が適當でない
と考へられますので、その前提自身に
はいろいろ御批判もあらうと思ひま
すが、一應予算と合わせて、それを考へ
て行くという意味におきまして、そう
いう前提を取つたといふことを御了承
願ひたいと思ひます。

○栗山真夫君 いろいろ質問申上げ
ましたのは、三千七百円の扱い方がど
ういう工合になるか、予算を出すため
のエレメントとして使われたといふこ
とだけ明らかにすれば私は大体いいの
であります。その場合に矛盾
しておると申しますか、非合理的の点
が若干明らかになればいいので、た
だいゆるインフレが少し横ばいしか
かつたという状態において、眠りかか
つた子供を物価の値上げで揺り起して、
もう一遍インフレが盛んになる。こ
ういう形についてはこれは別個の問題で
ありまして、それによつて三千七百円が
崩れるかどうか、これは別個の問題で
ありまして、政府と全官公労組の諸君
との交渉の問題になるだらうと思ひま
す。その点については問題はないと思
ひます。

○天田勝正君 政府が補正予算を出す
場合に、大抵その説明は賃金が上つた
からだ、こういう説明を私共は聞いて
おるわけでありまして、賃金が上つたか
ら物が上つて、必然的に政府の予算が
余計になつてゐる、こういうまあ理屈
は分るのですが、現在のように殆んど
賃金と物価のシーソーゲームをやつ
ておるようなことは、これは到底果
てしがないのでありまして、労働者の
賃金を上げるということは、物価がそ
のままでは落ちておつて、賃金が上つ
たならば、それだけ生活内容が豊かに
なる、或いは逆に賃金を抑えておいて
物価を抑える、この二通りしかどう考
へてもないのであつて、一体今のよう
な方法でやつて行くのにはどちらを抑
えてどちらを処置されようとしておるの
か。これは根本的な問題でしよつちや
う議論に出ますが、今年の安本の計画
として、そのどちらを抑えてどちらを
上げるという形を取つて行かれるの
か、これを先ず聞いて置きたいと思
ひます。

やつたのでありますから、その点は問
違ひないと思ひますが、先ず最初の点
からお答えいたします。おつしやい
ますように現在公定価格が発表せられ
ております基礎的な物資につきまして
は、七割とか八割、その辺に止まつて
おりません。従来物価の決め方につ
いて、これは一應連綿して言えること
であらうと思ひますが、大体今までか
ら考へて見まして、極く大ざつぱに言
ひまして、基礎物資につきましては
割合に原価計算が簡単に、簡単にと言
ひましては語弊がありますが、原価計
算が何とかかんとかできますものでは
ない、割合に基礎物資の値上げは、今
まで辛目に公定価格が決められていた
のではないか。これに對して二次製
品、三次製品といふような品物につ
きましては、元々の基礎が余りつきり
いたしませんし、昨年の公定価格の決
定、その後の様子を見まして、その
單位の取り方等に割合にゆとりがあつ
たのではないか、而して今度の改訂に
おきましては、どちらかといひます
と、基礎物資の方について余り大きな
無理はしない。それで消費生活に直接
連繫を持つような品物につきまして
は、これは従来のように分らないまま
に、割合に甘味があつたような弊害を避
けまして、相当厳格なる査定をした
い。こういうたような一應基本的な考
え方を持つております。従いまして基
礎物資につきましては、御指摘のよう
に相当大幅の値上げは止むを得ない分
があります。二次製品、三次製
品につきましては、七割・八割に是非
止めたいといふような考へ方を持つて
おります。この辺につきましては、い
ずれその数字が出ましたらば逐次公定

價格改正の手續が採られて行くと思つ
ております。従いまして現在発表せら
れております石炭とか、電力とか、そ
ういふものが二倍、或いは三倍といふ
数字が出たら、従つて二次製品、第
三次製品も同じような上り方をするの
ではないかという御疑問については、そ
ういふようなことには恐らくならないで
済むだらう、ということをお申上げ得る
と思ひます。
それから三千七百円の問題でござ
いすが、この点につきましては大体今
度御審議願つております所得税法にお
きまして、相当の所得税の大幅引下げ
といふことも考へられますし、それで
そういうものを考慮しまして、果して
どうなるか、最近数ヶ月における実質
賃金といふものの傾向を考慮して検討
して見ますと、公定価格の値上げが七
割乃至八割程度に止まるならば、大体
現在の米穀賃金の水準は、ほぼ維持さ
れるのじやないかと考へまして、三千
七百円といふベースを一應出したので
あります。米米賃金の問題につきまして
は、御指摘のようについて、まだ問題
が残つておりますが、主食の消費者價
格の点につきましては、主として計算と
か、いろいろな措置を採りまして、大
体これを八割値上げに止めるというこ
とに、内輪の話し合ひしましては、考へ
られてゐることを、これは一應申上げ
て置きます。

○栗山真夫君 そうですね、今
の三千七百円ベースの結論的なものと
しては、二次製品、三次製品の價格が
基礎物資を含めて総合的に大体七〇
乃至八〇％ぐらいのところでは止まるな
らば、三千七百円ベースは維持し得る
と思ひます。

第十六部 財政及び金融委員会 議録第四十四号 昭和二十三年六月二十六日 【参事院】

もう一つは、過日も伺いました米價の問題であります。今度の他の物價の値上りは大抵生産費を基準として決定する、こういうことで、米價の方はパリティ計算だという、このパリティ計算はすべて他の値上りをウエイトによつて見ている、こういう方向で、私は決してこのパリティ計算の方式に必ずしも反対する者ではないのであります。併し他の都市の労働者の賃金等は当然購入も勘案して決定されておるのに、農民の方の米だけは全然そうした點は一切考えに入れない、こういうことは一体どういふ基準でさういふことになつて来るのか。もう一つは、パリティ計算によつて米の値段を算出したしますが、農家の生活というものは、それによつて一年間農業必需物資を購入しなければならぬのに、一向それがスライド制が採られておらない。例えばこれは私の計算であります。昨年十一月に米を賣りました、いわゆる千七百五十四で賣つたといふとすると、その後他の物價が値上りしておりますので、一石について二百二十四の損が出て来る、こういうことになつて参るわけなんです。こういふ一週間の間、或いは一月くらいの賃金によつて賄ひ、その収入によつて他の企業を賄うような場合と違ひ、一年によつて計算しなければならぬ農業に、何故三月とか一月のスライド制を採らないのか、この点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(渡邊幸久) 前からお答えするのは如何かと思ひます。安定本部総務長官でも出ましてお答えした方がよいような御質問かと思ひますが、一應簡單にお答えだけ申し上げますと、おつしやるように賃金と物價の

いわゆる惡循環と言われているものをどこにおいて断ち切るかという点につきましては、これは現在政府或いは日本經濟全体が一番悩んでいる問題ではないかと思ひます。安定本部としましては、基礎的な考えとして、何とかして實質賃金を物價資によりまして充實することによりまして、名目賃金の値上りをしなくても、實質賃金が結構なものと、樹立できるような案といふものを、できるだけ早い機会に招來することによりまして名目賃金が上がる。而も生活としては何ら樂にならん。名目賃金が上がるために外の物の値段は上らざるを得ない。こういった惡循環を断ち切りたいとかういふことをいふ、目下策も練つておりますし、又關係方面ともいろいろな話をしておるといふことを一應申上げて御了承を得たいと思ひます。

それから米價のパリティ計算の問題でございますが、パリティ計算を、外の物は原價計算になつてゐるのに、何故米價にパリティ計算を採つてゐるのかという点につきましては、私直接それの方の専門の者ではありませんので、正確なお答えはできませんが、恐らく今としましては、昔は御承知のように米價につきましても一應原價計算で計算した時代がございました。ただ米價の原價計算となりまして、御承知のように現在の日本の農業形態からいたしまして、農業労働の賃金計算といふものが本當に一つの仮定的なものになりまして、やつておられますのは自家労働でやつてゐる關係で、必ずしも雇傭労働ではない。そういう特殊事情から考へまして、なか／＼私前に原價計算を見えておりました、外の方で關係したこ

とがございまして、原價計算的に見まして、なか／＼農業生産の原價計算とは非常に違つた要素が入つて来る、それ自身として非常に問題があるといふようなところから恐らく現在としましてはパリティ計算が採られたのだらうと思ひます。パリティ計算につきましてはおつしやるように關係は見込んでおられません。ただこれは工業の方面におきまして、現在において公定價格を決めますときにおいて、閣下前提とした價格形成はしてない。そこにいろいろの問題があると思ひますが、言へばならぬと思ひます。それからも一つパリティ計算の中には生計費も入つておりまして、結局賃金といふものが生計費で生活必需物資に置き換へられてゐる。生活必需物資の上昇割合から賃金といふものを見て行きますと、普通の労働者の賃金といふものは戦前に比しまして非常に圧縮されてゐる姿にあるのではない。生活必需物資の價格をそのまま置き換へて賃金の姿を見て行くと、そこから言いますと、むしろその辺の見方はパリティ計算の場合の方が甘いのではないかと、こ

ういつたような批評をすることもありまして、又或る程度さういふ計算も考へられるわけで、パリティ計算そのものにつきましても、いろいろ批判すべき余地はあると思ひますが、現在としましては他に適當な方法が見当りませんので、一應パリティ計算でやつてゐると、こ

今度の新案、新じやがになりますと、おつしやる計算になりますので、問題のところは要するに昨年の供出された米の問題といふところだと思ひますが、これにつきましては、過般の議會の御決議もありまして、それからいろいろ／＼關係方面の意見もありまして、ちよつと私ここで申上げるのは、大体若し必要なら總務長官からお返事した方がよいので、私はこ

ういつたような批評をすることもありまして、又或る程度さういふ計算も考へられるわけで、パリティ計算そのものにつきましても、いろいろ批判すべき余地はあると思ひますが、現在としましては他に適當な方法が見当りませんので、一應パリティ計算でやつてゐると、こ

買わなくなつたというならば、そこでも分かるけれども、政府の方で配給しないから買えなくなつたところ、に根拠があるものであつて、その買えなくなつたに拘わらず戦前の八割の生産を維持しているといふことは、逆に閣下の負担をしているといふことになるのであつて、それを要するに總計算をして、例えば六二・五五倍でもよろしいのですが、そこに閣下といふものを計算のウエイトに置いて閣下をやつていふことが出ておるのにも拘わらず、何故閣下を計算の上に置いて考えられないのか、これが先づ一つ分からないわけなんです。

○政府委員(渡邊幸久) お答えいたします。私この方の専門でございせんので、御質問に對しまして詳細なる御答弁をできかねるかも知れませんが、そこは惡しからず御了承願ひたいと思ひますが、只今御質問になりましたパリティ計算の計算におきまして、ウエイトを計算しますときには、これは農家生計費調査を基にしてウエイトを出しております。お話のように戦前のウエイトとそれから現在におけるウエイトとを二つとも使ひ合はしてあります。それで現在の状態を計算します場合には、現在における農家生計費調査の姿を取りまして、そこでウエイトを盛つております。そこで戦前は勿論閣下と何と云ふ問題はありますが、現在においては閣下の數値が農家生計費調査の中に入つております。従ひまして農家生計費調査における各費目を拾ひまして、ウエイトを付けておられますから、ウエイトを付けておられますのは、まあ公定と閣下が一緒になつた実効價格的なものとし

した方がよいような質問かと思ひますが、一應簡單にお答えだけ申し上げずと、おつしやるように賃金と物價の

働ではない。そういう特殊事情から考へまして、なか／＼私前に原價計算を

見ておりまして、外の方で関係したこ

ら、それを把握しなければならん、こ

の点にこの間からしば／＼申せておる

困難性があるわけでありませう。併しそ

れをどうして捕縛するかというところに

なりませう、やはりこの間からしばし

ばお答えをいたしたような線で行

くより外に方法はないのじやないか、

又それで相当の効果を挙げられるのじ

やないか、かように考えております。

それから今年特にこういう面につ

て努力をするという事は、この間経

済調査官の問題についてお話を申し上げ

た通りでございます。尙財産課税の問

題というものがございませう。これはい

ろいろな方面から例へば第二財産税

であるとか、或いは國富調査税である

とかいうような御意見も伺つておるわ

けであります。それにつきましての根

本的な問題を申上げますと、私は財産

税というものが或る意味において必要

であるという事は、理論的には言え

ると思つておりますが、果して現在

のように経済が変動しておる際に直ち

にこれを施行するということは、技術

的に見ても、又負担の公平が果し

てそれだけで行くかどうかというこ

とは疑問があります。尙結局封鎖とかい

うような問題も考えなければならん

というので、只今のところでは少くとも

現在では、それを行つ段階でないのじや

ないかというように考えておる次第で

ございませう。

○黒山夏夫君 私が質問いたしました

ことは、財産税的なものを取りのけるは理

論的には頷けるというところをおつしや

つたのであります。結局今正直者が

どん／＼馬鹿を見て、不正直者が馬鹿

を見ない状態にある。これをこのまま

に放つて置けば、経済が一應安定した

ときには、とんでもないことになるわ

けなんです。その取立てをいつおや

りになる考えかということなんです。

これは大臣にでもお聴きしないと、そ

ういふ点は御質問は頂きにくい点があ

るかも知れせんけれども、そういう

ように、当局として理論的に正しいと、

こうお考えになるならば、それを國民

全体の経済から考えて、或いは國家財

政の救済の立場から言つて、そういう

人の負担をいつ変動されるか、こう

いふ点のお考えを伺いたしたのでありま

す。

○政府委員(黒田英雄君) 只今理論的に

正しいと申上げましたのは、今やること

が理論的に正しいとは考えてゐない

ないのであります。財産税的な税金

が必要ではないか、端的に一般的に理

論としては、私はさうあるべきじやな

いかと思つてゐます。尙これを、それでは

いつやるかというところについては、全

く今仰せのごとく、私が今ここで別に

考えてもおりせんし、私から申上げ

るという事は不適当であると考えま

す。尙最近、この委員会にかかつてお

りませんが、地方税の方の問題におき

ましては、私はやはり相当資産課税を

しなければいけないという考え方で、

例へば取得税であるとか、或いは地租

家屋税であるとかいふものにつきまし

ては、私は相当負担して頂いていい

んじやないか、地方税の方面では可なり

資産的な方面に今年は向つておる

と、かように考えております。

○委員(黒田英雄君) 速記を中止し

ます。

「速記中止」

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて

下さい。今日はこれにて散會いたしま

てウエイトが付いておる、かように私

は存じております。従つてウエイトの

場合におきましては、闇が入つてい

るということが言ひ得るのじやないかと

思ひます。ただそのウエイトを掛け合

わす場合のものは、公定價格だけに

つたといふことは御指摘の通りであり

ます。

○黒山夏夫君 私所得税の問題につ

いてちよつと伺いたいと思つてありま

すが、その一つはこの間の説明で以て

インフレと闇の利得の問題が出ました

ときに、現在の税の徴收の問題は税制

の問題でなくて、機構或いは税の取り

立て手段の問題の方が政府の中心的な

方向に向つておる、かようにことを言

われましたが、その理由はインフレ闇

利得を的確に捕縛する手段が現在ない

ので困つておる、かようにことになり

ますけれども、私はさういふことで毎

年同じことを繰返しておれば、結局イ

ンフレ闇利得といふものがその時々段

々と資産化されて参りまして、さうし

て結局正直者が馬鹿を見る、かように

ことになりまして、やはり資産的な

ものにも財産的なものにも税を課す

る、かようにことではなければなら

ない、さういふことでは税の公平

負担は結局あり得ない、さう考へるわ

けであります。さういふことから考へ

て行きますならば、結局税制におい

ても尙且つ考へ直す余裕が出て来る、

かようにことに結論としてなると思

つてあります。この間中央線の汽車

に乗つておりましたときに、誠に愉快

な朋友な同乗さんと六時間ばかり一緒

になつて、人生の真街道を開いたわけ

であります。その人の言ふことに

は、いわゆる担ぎ屋でありますけれど

も、その担ぎ屋は決して罪惡だとは考

えておりません。御本人は東京の人達

の生活を救つてやるのだという誇りさ

え持つております。さうして自分達が

駅で捕まるのは非常に迷惑な話だ。ど

うか國會の先生方が骨折つてくれて担

ぎ屋にバツジをくれ、さうして門鑑に

してくれれば一回に幾らという税金は

自分達もはつきり納める。東京の人達

を救うためにやつておるのに時々調べ

られて、而も取上げられた現品がどこ

へ行くのかさつぱり分らないというよ

うな状態では、そちらの方が却つて闇

屋だ、かようなことを言つてお

りまして、自分達は立派な現在の統制

經濟下における貿易商であると言つて

おりました。さういふ点から考へて

も、かような点をもう少し合理的にし

なければならんと思つてゐるものであ

ります。先ずこの点について税の根本

問題であります。お考えを伺ひたい

と思つてゐます。

○政府委員(黒田英雄君) 今おつしやつ

たような担ぎ屋の意見といふものは誠

にそれは一つの理屈かも知れないと思

ひます。が、併しいろいろの統制、或

いは價格統制なり或いは物資の統制と

いうことをいたしております。それに

これにバツジを興えて税金を取るとい

うことは公認することになります。それ

は法治國として甚だ適當でないじや

ないか、單に税金取る立場から言ひま

すならば、或いはさういふものもい

かも知れんと思つてあります。やはり

國法の遵守という問題があります。す

で、そこで課税といふものが実に困難

なことになつて来るわけでございます

す。つまり闇の闇たるゆゑんでありま

して、公認してそれをやるということ

はできない。而も所得があるのですか

す。

午前十一時五十五分散會

出席者は左の通り。

委員 黒田 英雄君

理事 伊藤 保平君

波多野 鼎君

委員 木村 龍八郎君

天田 勝正君

玉屋 喜章君

西川 甚五郎君

山田 佐一君

石川 準吉君

木内 四郎君

深川 大ニ君

星 一君

小林 三郎君

高橋 龍太郎君

栗山 良夫君

政府委員 渡辺 喜久造君

經濟安定本部財政

金融局長 大藏事務官(主税

局國稅第一課長) 脇阪 英君

第十六部 財政及び金融委員会會議録第四十四号 昭和二十三年六月二十六日【参議院】

六

昭和二十三年八月十八日印刷

昭和二十三年八月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第十六部)

(三九六)